

役員報酬規程

(平成22年5月26日総会決議)

(目的)

第1条 この規程は、定款第29条の規定に基づき、常勤の理事及び監事の報酬について定める。

(定義等)

第2条 この規程により報酬を支給する常勤の理事及び監事は、定款第40条の事務局に勤務し使用人を兼務する理事とし、報酬は役員としての職務従事に対する対価として第3条に掲げる報酬額を月額で支給する。ただし、使用人である事務局職員としての職務従事に対する対価としては、就業規則により職員給与及び賞与を支払う。なお、使用人を兼務する理事に適用される就業規則のうち給与及び賞与に関する事項は理事会の承認を得る。

- 役員報酬月額は、使用人である事務局職員に支払われる夏季・年末賞与の計算の基礎額に含めない。
- 常勤の理事及び監事の退職金については、支給しない。ただし、使用人である事務局職員として職務従事する者については、就業規則の定めにより中小企業退職金共済制度から支給する。
- 常勤・非常勤にかかわらず、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費については、この規程によらず、それぞれの根拠規定、契約等に基づき支弁する。

(報酬額)

第3条 役員の報酬額は、次の役員報酬月額表に掲げる額とする。

役員報酬月額表

支給対象役員	役員報酬月額
専務理事	0円 (公益性に鑑み定款本文のとおり無報酬とする。)
常務理事	0円 (公益性に鑑み定款本文のとおり無報酬とする。)

(支給日及び支給方法)

第4条 報酬の支給日及び支給方法は、職員就業規則に準じる。

(事務局)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、社員総会の決議による。

附 則

(施行期日)

- この規程は、定款附則第1条の設立登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

(経過措置)

- 第3条の表の本給の勤続計算は、社団法人広島県労働基準協会の経歴を含む。
- 平成30年6月の規程改正に伴う経過措置として、第2条第3項の退職金について、常勤の理事及び監事で使用人である事務局職員として職務従事する者あるいはした者に対して中小企業退職金共済制度で支払われない場合には、当該制度で支払われる額と同等の金額を救済措置として補償する。
- 平成30年6月15日総会決議による改正規程は、平成30年7月1日から施行する。ただし、会計処理に係る表記は平成30年4月1日に遡及して適用する。

(附則)(平成30年6月15日)

- 一部改正 第2条第2.3.4項及び第3条変更